

(様式第1号)

平成26年度 第6回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日 時	平成27年1月29日(木) 10:00~12:00
場 所	芦屋市役所 南館4階 大会議室
出席者	副会長 寺見 陽子 委員 下岡 きみ代 委員 飯田 眞美 委員 末谷 満 委員 山本 眞 委員 安里 知陽 委員 有馬 直美 委員 友廣 剛 委員 半田 孝代 委員 守上 三奈子 委員 藤原 寛子 委員 北川 知子 委員 伊田 義信 委員 三井 幸裕 欠席委員 大方 美香 欠席委員 金光 文代 欠席委員 加納 多恵子 欠席委員 橋本 亮一 欠席委員 三柴 哲也 欠席委員 英 真希子  事務局 こども政策課長 宮本 雅代 こども・健康部主幹 中塚 景子 こども政策課係長 田中 孝之 こども政策課主査 阿南 尚子 こども政策課主査 津村 直行 こども政策課主査 山中 朱美 こども政策課主事 井村 元泰  芦屋市子ども・子育て会議関係課 こども・健康部こども課長 茶嶋 奈美 こども・健康部保育課長 伊藤 浩一 こども・健康部健康課長 越智 恭宏 教育委員会管理部管理課長 小川 智瑞子

	教育委員会社会教育部青少年育成課長 田中 徹
事務局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公開
傍聴者数	7人

## 1 会議次第

### <開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

### <議題>

- (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等について（報告）
- (2) 芦屋市子ども・子育て支援事業計画について（協議）
- (3) その他

### <閉会>

閉会の挨拶

## 2 提出資料

資料1 芦屋市子ども・子育て支援事業計画【原案】

資料1-2 意見反映箇所とその他の修正点

資料2 本市の保育料月額（案）

資料3 芦屋市子ども・子育て支援事業計画の愛称について

委員提出資料 芦屋市学童保育保護者連絡会によるアンケート 結果

## 3 審議経過

### <開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局から開会の挨拶】

- (2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

- (3) 資料の確認

【事務局より資料確認】

### <議事>

- (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等について（報告）

【事務局より資料説明（芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等について）】

（安里委員） 資料2の4，5ページの保育料のところなのですが，2号認定と3号認定の保育所に通う子どもたちの保育料は，下の欄外の「※注 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所，幼稚園等を利用している場合，最年長の子どもから

順に2人目の園児は半額、3人目以降の園児は無償となる。」となっています。これは現行だと思いますが、逆に、幼稚園に通う1号認定の子どもたちの場合は、小学校3年生までの子どもから何番目にあたるか、ということになります。

なぜ、幼稚園だけ小学校3年生の子どもからで、保育所は同じ形ではないのか。その辺りが気になります。

(小川課長) 幼稚園は、国でこのような基準を示しているのですが、幼稚園は入園が3歳以降になります。そこから計算しますので、小学校3年生までの6年間という幅で、今回の制度を作っていると思います。保育所での0歳から6歳までの期間と同じにしているのではないかとこのところで、幼稚園については3年生までと考えています。

(安里委員) 実際保育所に通わせている側からすると、保育料が高いので、その辺りが切実なのではないかと思えます。確かに、0歳から考えるとそうですが、保育所によっては2歳からの保育所もありますし、待機している場合もありますし、色々な事情があると思えます。たくさんお子さんのいる家庭の保育料は、保育所等に通っているだけではない方が、ありがたいと思えます。そうすると、子どもが3人保育所に通っていた場合、1人目が卒所したら、急に3人目の保育料が半額、結果的に1人目が保育所に通っている時と払っている金額は同じなのですが、この1人目の子どもが小学校に行くと、学童保育料がかかってくるので、その辺りを考えると、少し負担増になるかと思えます。毎年、保育所の保護者からそのような話が、出ていると思えます。今後芦屋市では、その辺りを考えていただけているのか、全くその余地がないのかどうなのか、ということをずっと考えていました。

(伊藤課長) 先ほど小川課長から説明させていただきましたように、国の制度の中でやっている内容ですので、芦屋市はこの制度とは別に保育所でも小学校3年生まで対象を広げるということは難しいと考えております。

(末谷委員) 芦屋市では現在、幼保連携型認定こども園はありませんが、もし、これから幼保連携型認定こども園ができてきたら、2号のお子さんに関しては減免対象を6歳までとし、しかし、1号のおさんは減免対象が小学校3年生までなので、半額、あるいは無償になる。これは、利用者側が納得しません。事業者が、利用者からお金をいただくわけですから、その関係は非常に難しくなっているような気がします。

(小川課長) 先ほども申し上げました通り、国の保育料の考え方の取り扱いがそのようになっておりますので、なかなかその制度を拡充していくのは、現在のところでは難しいと思っております。

(寺見副会長) 確かに難しい問題ですね。でも、考えなければいけない事ではあります。今、即答するのは、事務局も難しいかと思えますが、やはり、今後の課題として検討していただきたいです。

(末谷委員) 事務局側の問題というよりも、これは認定こども園という制度そのものの問題なのだろうと思えます。まだ、国としても、はっきりしたものになっていない、という状況ではないかと思えます。理想として、教育と保育を一緒にするのは、大事なことだと思えますが、現実としては、認定こども園ができて幼稚園と保育園という形で、市がやっていかなければいけないことが残っています。その辺りが非常に難しいと感じています。

(有馬委員) 保護者側からすると保育料だけでなく、子どもにかかるお金は大きいので、

極力抑えていただいた方が保護者としてはありがたいです。

- (友廣委員) 国が決めていないからできないということよりも、やるべきなら芦屋市でそうすべきだとこの会議で決めてしまうといいのかなと思います。
- (寺見副会長) お子さんがある家庭は、それぞれ年齢幅が色々なものですから、今後の検討課題として考えていかなければいけませんね。
- (半田委員) 市町村民税を基本にして保育料を決定するという基本線はあるので、考える余地を残しつつ、やはりどれかの形で進んでいかないと。
- (寺見副会長) そうですね、今ご意見が出たことを今後の課題として、保護者の方の負担料の軽減のために何らかの対策を考えていただくことが、皆さんのご意見であるということでしょうか。その他に何かございませんか。
- (北川委員) 資料2の9ページの保育料の料金で、よく分からないのですが、例1の場合は、「延長保育料1,300円／1日」と書いてありますが、1,300円の月額料金を払って、1回200円ということですか。それから、例2の場合は、二段階で色が変わっているところで、「16時30分から18時」、「18時から18時30分」とありますが、色が変わっているところをまとめて200円ということですか。
- (伊藤課長) 例1も例2も1日の利用で例示しておりますので、どちらも「／1日」というのは、そのような意味です。これが2日、3日となれば、月額2,000円と一回200円とで計算していきますので、また金額は変わってきます。例2は、今言われた通り、18時までとそれ以降とで、内容が違いますので色分けしておりますが、基本的に一回200円というところは、連動、一貫しております。
- (北川委員) 例1の「1,300円／日」というのは、保育標準時間の保育料額との差額が1,300円の場合は、取りあえず2,000円を支払っての1回200円ですか。
- (伊藤課長) 本来は、2,000円と200円ですので、2,200円お支払いただくところですが、差額分が上限となりますので、1,300円となります。
- (三井委員) 今回、標準時間と短時間の二区分にするという形で、二つの金額制度ができたということですが、国から、8時間という原則的な時間は、一人ひとりではなく、園ごとに決めなさいという解説が出ました。ですから、芦屋市の場合は、8時30分から16時30分の8時間を基本的な8時間と決めました。ただ、短時間の方では、通勤時間などの関係で、どうしても7時から預からないといけない方等があります。また、原則的な保育時間は、終わりが16時30分なのですが、どうしても17時までには迎えに来られない方がいらっしゃいます。この場合でも、国の解説によると、延長料金が必要ということになります。現在は、月額2,000円と一回あたり200円としておりますが、短時間と標準時間との保育料の差が最大で1,300円なので、金額が標準時間を超えてしまわないように、芦屋市では短時間と標準時間との保育料の差を上限と決めさせていただきました。また、今もそうですが、18時までが開所時間となっておりますから、そこを超える1時間については、延長時間としておりますので、短時間の方でもその時間帯をご利用の方もいらっしゃいますから、この場合につきましては、他の方との公平の観点から2,000円プラス200円はいただきます、という二段構えの考え方です。
- (安里委員) そうしたら、資料には1日と書いてありますが、1か月間に、2回、3回、あるいは週一回で4回使った場合等もそうなるのですか。
- (三井委員) 短時間の方が開所時間内での延長を使う場合はそうです。
- (安里委員) そうしたら、標準時間の人が通常の保育料とプラス6,000円等が必要になります。けれども、短時間の人は毎日18時までにお迎えに行くことができれば、ど

れだけ延長しても1,300円ということですか。

(三井委員) 今もその形です。今の保育料金も一定で、それぞれの方に一定の幅というのは標準的にありますが、少し遅くなったからといって延長保育料はいただいております。18時以降になった場合のみ、延長保育料をいただいているはずで、今行っている事との連続性、整合性を取っていかうというのが、原案です。

(北川委員) 1日ではなく、1か月にいくらというのも不思議なのですが。

(三井委員) 1日の計算はあります。例えば、20日間開所時間内での延長があった場合、計算上では6,000円になりますが、今でも短時間の方については、この範囲の中で遅れる場合は、延長料金はいただいていませんので、標準時間を上限にしましょうということ。保育短時間の方だけで、あくまでも開所時間内、現在の分を踏襲しましょうという考え方です。

(北川委員) 短時間と標準時間は、どなたが決められるのですか。

(三井委員) 市が決めます。その方の勤務時間で決めます。通勤時間ではなく、勤務時間の中で、短時間等を決めます。

(藤原委員) 資料3の3ページの幼稚園の方の、「幼稚園一時預かり事業に係る預かり保育料」の部分で、表の中の、「上記以外の日」というのは日額で、保育時間外の部分というのは分かります。ただ、春季・夏季及び、冬季の休業中の部分が日額800円というのは、朝9時からずっと預けても、1日800円で8時間ぐらい預かってもらえるということですか。

(小川課長) 今は、夏休みや春休み等については、9時から16時30分までしております。通常の保育はありませんが、預かり保育はやっています。通常保育の時は、保育時間終了後から16時30分まで交代でやっています。

(藤原委員) では、夏休み等は9時から16時30分まで預けた保育料が日額800円ということですね。

(小川課長) ただ、別に預かり保育を利用される方については、保育料とは別途この預かり保育料の日額800円をいただいているということになります。

(寺見副会長) それぞれのご意見があるとは思いますが、まだ案件がたくさんございますので、ご理解いただいたということで、次の議題に進みたいと思います。また、ご質問等何かございましたら、最後のところでご意見いただければと思います。

## (2) 芦屋市子ども・子育て支援事業計画について

(寺見副会長) それでは、続きまして議題2の芦屋市子ども・子育て支援事業計画について、第1章から第4章までを一度説明していただいた後、第5章から第6章までと、2回に分けて説明していただきたいと思います。

### 【事務局より資料説明（芦屋市子ども・子育て支援事業計画について 第1章から第4章）】

(寺見副会長) ありがとうございます。それでは、皆さん方のほうから、何かご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いたします。それぞれの立場からご覧になられて、確認したいこと、あるいは質問等ございませんか。

(友廣委員) 資料1の54ページの「No.5 幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」、また、「No.6 幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」の辺りのことが書いてあるのですが、学童保育指導員に関して、人材育成

もしくは処遇改善という事業はないのですか。

(事務局宮本) 学童保育の指導員の資質の向上につきましては、実際の事業についてはあがっていませんが、放課後児童健全育成事業を実施する中で、その中に職員の資質の向上、もちろん条例等で定められた基準を守っていくということを含めて推進していきたいと考えております。

(伊田委員) 52ページの「要保護児童への支援」で言われている「要保護児童」の意味合いは私も分かりますが、経済的支援にかかわる要保護・準要保護の文言と重なるので、後ろの用語説明には出ていますが、何らかの説明を加えると、ここでいう要保護児童という意味が分かりやすいと思います。

(事務局宮本) 児童福祉の要保護という観点と、教育の制度の中での要保護表現を事務局で検討させていただきます。

(伊田委員) それから、60ページの「配慮が必要な子ども」の範囲が対象者としては、障がいのある子どもとされています。外国人の子どもたちへの配慮が入っていないので、提案させていただきます。最近、国の教育新基本計画、第2期計画の中では、特別な支援を要する子どもたちへの取組という施策項目が掲げられているのですが、その中に、障がいのある、特別支援教育対象の子どもたちと併せて、在外教育施設の子どものみならず、帰国外国人児童生徒というものが入っています。ですから、この中に外国人の子どもたちということ、現状と課題の中に入れての方がいいのではないかと思います。事実、幼稚園にも在園しておりまして、特に保護者とのコミュニケーションが課題になっています。施策の方向性としては、それに対する通訳の補助等が考えられるのではないかと思います。

(寺見副会長) ありがとうございます。確かにこれから外国人労働者の方々の受入れ等も促進されていく事があるかと思っておりますので、考えていかなければならないと思います。

(事務局宮本) ご指摘いただいた部分は、文言のところから内容も含めまして、再度精査して、どのような形でこの原案に盛り込むかということ、検討いたしまして、ご報告させていただきます。

(寺見副会長) その他にございませんか。

(安里委員) 49ページの「施策の方向4母と子どもの健康の確保」に繋がってくるのかなと思います。49ページの表に、関連事業No6の「母と子どもの健康教育」というものがありますが、昔からの流れで何となく「母と」という言葉が出ているのかもしれませんが、内容としても、離乳食や食事とおやつの教室等について学ぶということなので、「母と子ども」という限定的な表現というのは、とても気になります。保育所でもそうですが、お父さんがメインで子育てをしている、お母さんは出産して仕事に戻る、お父さんが育児休暇を取って子どもをみているということもありますので、離乳食等もお父さんが作ることもあると思います。もちろん、これは父親が参加しても構わないことだと思うのですが、父親の心理として、お母さんばかりなのでなかなか参加しづらいという声をよく聞きます。そのようなこともあって、今「イクメンパパ」等で事業がたくさん出ているようですが、それとは逆に、昔ながらの流れで、「母親と〇〇」、「母と子の」というネーミングが非常にぶら下がっているところが多いので、芦屋市としてはこれからの時代を考えた上で、こういうネーミングを少しづつ「親と子ども」等、あまり性別を意識しないようなネーミングにしていけたらと思います。

(事務局宮本) 私どももそのようなスタンスですずっと取り組んではいるのですが、どうしても名前だけがこのように残ってしまっているという部分もあります。一方で、やはり父親が参画するという部分がまだ数として少ないということもあるので、安里委員が言われたように、父親も母親も気にしなくてもいい状況になるようにもっていくのが、今後のこの事業計画の方向性であるかと思しますので、場面ごとには各所管課がそのようなネーミングを使っていく等、配慮をしてもらおうよう伝えるとともに、この計画でどのように表記するかということは、所管課と調整をして考えさせていただきます。

(半田委員) 55ページの「小学校への円滑な接続」の【現状と課題】ですが、芦屋市内で私が住んでいる地域では、中学校も近く、交流できているように思います。文面に、幼稚園、保育所、小学校、中学校も入れていいのではないかと思います。

(事務局宮本) この部分での小学校への円滑な接続というのは、子どもが全く違う状況になった時に、いわゆる「小1ギャップ」がないようにしていこうというのですが、全体を見直して考えていきたいと思えます。

#### 【事務局より資料説明（芦屋市子ども・子育て支援事業計画について 第5章から第6章）】

(寺見副会長) 友廣委員から委員提出資料をいただいておりますので、そちらのご説明をいただいてから、皆さんと論議したいと思います。

(友廣委員) 保護者会が保護者に対して、アンケートを取った結果を資料として提出しています。主に、今の3年生の保護者、3年生の子どもがいる家庭で、4年生も学童保育が必要な方がいるか、現実の数字を取り、その結果の一覧です。委員提出資料の表の左から2列目で、現3年生で4年生以上も学童保育が必要という方々の人数が、合計で21名。各クラスごとに集計してあります。去年の4月の段階、一番多いのが4月のスタートの時です。保護者レベルで調べましたので合計になりますが、429で、仮に、4年生になっても学童保育を希望される方々を受け入れた場合、合計450という数字が出てきます。中間まとめの提供量としては、479という数字が出ているということなので、十分4年生だけであれば学童保育ができるのではないかと思います。前回の会議でも6年生まで全部一度にはなくて、段階的に4年生から順次に受けていただければ非常にありがたいと意見をさせていただきました。もし、来年度受入れをしていただければ、このような数字になりますという参考資料です。これを基にできれば受入れをしていただきたいということでお願いしたいと思います。資料としては以上です。

(事務局宮本) この479というニーズ量のもともとの根拠は27年度で利用されるであろう、小学校1年生から3年生の人数でございます。もし、479という数を芦屋市の放課後児童健全育成事業で提供しようと思えば、この4年生の数、若干21名という数ではありますが、各学校に分かれて、お子さんたちをどのように放課後児童健全育成事業の中で、共に学び育つようなプログラムを立てていくかということは、まだ現実的には精査、協議できていませんので、この数は資料としていただきまして、計画自体はやはり1年生から3年生までを待機を出さずに、現状の中で受け入れていきたいと事務局としては考えております。もちろん、この高学年以降の利用については、この計画にありますように、5か年の中で放

課後子供教室の動向を見ながら、検討していきたいと思っておりますので、このご意見はいただいて、所管課で検討させていただきたいと思えます。

(友廣委員) 今のお話によると、2点あると思えます。5か年で考えていきたいということ、今は4年生を受け入れるプログラムがない、という趣旨であったかと思えます。以前から私が早い時期から提案をさせていただいて、早く決めて欲しいと言っていたのはそこです。宮本課長からは高学年の受け入れが決定すれば、ギリギリになっても実施するというお話をいただいていたので少し納得できないのが一つです。もう一つ、5年でなんとか待機児童がなくなればいいという考え方があるのですが、ただ、この子ども・子育て支援法は、何のためにできたかという、待機児童を解消しなければならない、中身を充実しなければならない、その目的でできたはずなので、できることはすぐやるというのが、当然第一にあったはずだと思えます。明らかに数字を見ればできると思えます。是非やっていただきたいという思いです。

(田中課長) 友廣委員のご説明では、479の提供量があるなら、その範囲内に収まるということでしたが、提供量とニーズ量が同じ数字になっておりますように、実際に来られるのが479見込まれるということで、プラス4年生を受け入れるとなると、仮に、4年生を21名受け入れるとなると提供量としては500用意しなくてはならないということになります。今すぐそのような対応はできないと、先ほど宮本課長から説明させていただいたとおりで、担当課としては3年間で教室型の事業を定着させた上で、5年間で全ての子どもたちのニーズを確保していきたいと考えているところでございます。

(友廣委員) 来年は、新入生も含めたら479と予想をしているから、4年生をいれたら、プラス21で500という予想になっているわけですね。それがよく分からないです。現実には資料の1番右に書いてありますように、結局388名が今のトータル数なんです。4月には1番多いですが、徐々に減って行って現実はこのような数字だと、そこから予想したら500という数字にはならないと思えます。考え方として聞きますが、やはり保護者としては、5年間、あるいは2～3年の間にしますというのは、今子育てしている方にとっては、子育てが終わってしまいます。だから、すぐやれることはしてほしいと思えます。例えば、今年度でしたら、保育の緊急確保事業をやっていたはずですが、それも利用してやるべきところをやるといいと思えます。質問になりますが、保育の緊急確保事業として、芦屋市は今年度に何かやりましたか。

(事務局宮本) 保育の緊急確保事業という名前のとおり、私ども市長部局は保育の部分が重点的になりますので、まず小規模保育を立ち上げよう準備を進めたところで、それ以外にも保育所を充実・拡充していくという方向で進んでおります。この動きは、友廣委員の言われるように、国も加速的に進めていくようにと通知文等も来ているのですが、芦屋市としてどのような部分で必要かというニーズの精査、それと財政的な基盤をしっかりと確保できるか、今後の運営形態でそれが本当にふさわしいかどうかという部分も精査しているところです。冒頭にも申し上げましたように、少子化に向かっていくということは明らかであって、その中で箱物、あるいは数だけを増やすのではなく、その中身がうまく現実には噛み合うようにしていくということも大事な視点だと思えますので、保育の部分だけでなく、学童保育の部分も、保育緊急の事業の一つとして今後しっかりと考えていきたいと思えます。

(寺見副会長) このような懸案があったということを受け止めていただいて、本当に実情に向けた計画をお願いしたいと思います。

(安里委員) 学童保育についてですが、保護者の立場として、先ほどの事務局からの説明でいくと、提供できないという数字が出ていますので、しない方向でというように聞こえてしまいます。このように388名とかなり動きが出ているわけで、それに対して4年生は、各学童保育の教室でも10名等になっているわけではないので、今の学童保育の待機の状況は、私は分かりませんが、なぜそんなにできないのかと、4年生だけでもできるのではないのかと思います。例えば、新1年生が入ってきた時に、定員で受け入れられない場合は、新1年生を優先する形で、万が一、4年生に席がなければ、その方は席が出るまで待機していただく等の方法も出てくると思います。もし駄目だった場合の措置を考えた上で、プログラムの関係等もあるのかもしれませんが、できないことではないのかなど私は思いますし、保護者としてはそのような形でもいいから、前向きに考えて欲しいという強い気持ちがあります。

(飯田委員) 今回、国からの色々な方針が出るのが遅く、関係各所非常に苦労されて計画まで持っていかれたと思います。芦屋市は、小さい市ではありますが、大阪・神戸で働く人々がいますので、国が考える標準的な市とは色々と違ってるところがあると思います。国を無視するわけではありませんが、芦屋市独自で国とは違う基準、あるいは国とは違う施策を立てるという大胆さも欲しいと思っています。例えば、延長保育の標準時間や短時間等の部分は、私たち民間園長会でずいぶんと言ってきましたが、こういった二通りの考え方が馴染まないもので、全員標準時間であれば、今までどおりで、何も変える必要がなく、理解しにくさといった問題を解決できるのではないかと思います。民間の保育園の園長会としての意見ではありますが、今後、こういったことが馴染まないとなった時に変えていけるとか、子ども・子育て会議の中で協議して、こういう意見があったとか、こういうアンケートがあったとか調べて、実際に事務处理的には、これぐらいの経費がかかる等を報告していただきたいと思います。

(伊田委員) 今の意見に関連して、88ページの「放課後子ども総合プラン」の前文のところで、「共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに」の前に「いわゆる」という言葉をつけたほうがいいと思います。放課後子どもプランの実施要綱の目的から採られていると思いますが、あれは、前段の通知文が整っているため、『小学校入学後に女性がすぐに仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」を打破し』となります。この法律ができて平成24年8月から僅か2年しか経っていないのに、その間、消費増税は見送りです。言いたいことは、国の状況は、変わっています。それに伴って出された、放課後子ども総合プランの閣議決定された日本再興戦略2014から一気に拍車がかかっていると思います。私も、行政に関わっているのだから分かるのですが、この学童保育の拡充も大きく打ち出されているわけですから、年次計画ではあるのですが、そういった中で出される施策は、計画として示していなくても、この中に取り入れられる柔軟性を、何もかもでは困りますが、市民にとって利益があるなら、取り入れられる辺りは、残しておくといった形の進行管理をしていただきたいです。繰り返しますと、一つは文章の訂正が望まれるということと、それに伴って、その背景には、国の流れがあって、本当に動きが早いですので、取り込めるところは取り込むような進行管理をお願いしたいといった意見です。

(寺見副会長) 事務局はいかがですか。

(事務局宮本) 皆様からいただいた意見は、事務局で全て検討をさせていただきます。

(寺見副会長) 全体的に学童保育、保育料、小1の壁の件にしても、この案自体が途中で運用変更可能な形で、できるだけ実情に繋がるような、住民の方々の負担感が減るように、状況に応じて対応できるような、弾力性を持ったものにして欲しいといったご意見だったと私は思います。

(下岡委員) 4月1日から保育料のこと等も始まっていきますが、短い期間で、延長料金のことも含めて、市民の方も分からないことがたくさんあると思います。保育短時間と保育標準時間の新しい概念が入ってきましたので、それを説明して、理解してもらうにはあまりにも時間がありませんから、そこに極力、力を入れていただきたいです。私自身も説明する立場にありますが、行政としては、説明責任が大きいと思いますので、その概念を、保護者の方等に分かっていただき、そして、今決まっていることの説明、この短い期間の中で、しっかり説明をしていただきたいです。

(末谷委員) 4月から新制度に変わっていきますが、利用者の方から見て、どのように大きく変わるのか、どのような利点があるのか、といった部分が分かっただけなのではないかと思えます。あと2か月くらいしかないので、4月からこのように制度が変わりますといったことや、こんなふうに芦屋が良くなっていきますよ、といったことを私も知りたいです。

(寺見副会長) 利用者支援は、利用者だけではなく、住民支援をしていただきたいです。みんなに共通の機会が図れるような方策をここ何年かは行っていかないといけないのではないかと思います。これで終わりではありませんが、これを土台にして、より具体的かつ実行可能な運用ができるような計画を考える必要があるのではないかと思います。特にないようでしたら、芦屋市子ども・子育て支援事業計画の原案ですが、この形で皆さんに公認いただけたということでよろしいでしょうか。それでは、その他に事務局から何かございませんか。

### (3) その他

(事務局田中) たくさんのご意見ありがとうございます。いただいた意見に関しましては、先ほど事務局宮本が言いましたように、持ち帰らせていただいて、検討をさせていただきます。

#### 【事務局よりその他の事項についての説明】

(事務局田中) 皆様にお伺いしたいのが、本日配布した資料3にある、この計画に愛称をつけるかどうかです。次世代育成行動支援対策推進行動計画では、「子育て未来応援プラン」という愛称を作りました。その際、策定委員の皆様にご意見をいただいている経緯がございますので、お聞きしたいと思います。資料3をご覧くださいませでしょうか。今回の子ども・子育て支援事業計画に愛称をつけるかどうかなのですが、つけなくてもいい方、ご意見はございますか。では、このフローチャートでいきますと、つけるといった方向になりますので、現在の次世代の計画のプランの愛称である「子育て未来応援プラン」という名前を引き継ぐか、新しいネーミングにするかといったことで、新しいネーミングとし

ては、事務局案として、ここに八つ書かせていただいております。事務局としましては、「子育て未来応援プラン」という次世代育成行動計画を継承していきたいという考えがあるのですが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。事務局案に一任といったことでよろしいでしょうか。それとも、ご希望の意見を聞くのがいいのかといったところですが、「子育て未来応援プラン」という次世代の計画を継承すると言った形でよろしいでしょうか

(飯田委員) その名前にしていただいて、子育て未来応援プランの前後に芦屋というのはつくのでしょうか。

(事務局田中) 現在は、子育て未来応援プラン「あしや」となっていますので、同じ形となります。

(寺見副会長) 事務局にお任せするという形をお願いしたいと思います。それでは、今回が最後の会議になりますが、よろしいですか。

#### 【事務局よりその後の日程についての説明】

#### 【こども・健康部長のあいさつ】

(寺見副会長) それでは、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。また、この2年間お忙しい中をご出席していただき、ご審議いただいたことに私からもお礼を申し上げます。それでは、第6回の芦屋市子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。

<閉会>